

令和4年7月29日

明石市議会議員 森 勝子殿

岸口 実

通知書

令和4年5月31日「文春オンライン」特集班より「日本維新の会・松井一郎氏にSNSで公開パワハラ告発の裏事情 維新議員が明かした「パワハラ問題は二の次」「維新スピリッツが感じられない」ワケ」と題する記事（以下、本件記事という）が文春オンラインホームページ上に掲載されました。

本件記事にある貴殿の発言は、事実無根であり私の名誉を著しく毀損するもので看過できません。加えて参議院議員選挙の公示直前の大変重要な時期での欺瞞に満ちた言動は到底許されません。

本件記事等の貴殿の言動等について以下3項目について確認したく思います。

1、貴殿は本件記事の中で2019年の統一地方選挙時「日本維新の会の候補者数名を駅前に立ち選挙活動中に岸口氏がいきなり怒鳴ってきたんです。（中略）市民のいる前で怒鳴るなんて非常識です。」と発言しています。

私には一切身に覚えがなく、指摘の事実はありません。当時行動を共にした候補者に直接確認しましたが発言の事実は確認できませんでした。

そこで、貴殿発言の選挙活動中とはいつどこで、候補者、市民とは誰なのかなど主張を裏付ける具体的な根拠を示して下さい。

2、貴殿は本件記事の中で2021年の兵庫知事選挙中「公職選挙法には支援者からの飲食物の贈与を禁止する条項があります。（中略）選挙期間中に選挙カーで「たこをもらいに行く」というのは違法行為ではないか。たとえ違法性がなかったとしても、他人の選挙期間中の行為として不適切であると思います」と発言しています。

私は本件記事に指摘される飲食物の贈与を一切受けておりません。加えて知事候補者本人が搭乗する選挙カーを私的に利用したことはなく、貴殿の発言は全く理解できません。

そこで、飲食物の贈与を受けたとする根拠を示して下さい。加えて私に対し荒唐無稽な話を前提に公職選挙法に対する違法行為、不適切とした貴殿の発言の責任は極めて重大でその根拠を提示下さい。

3、本件記事掲載直前、文春オンライン編集部安江ひろと記者より先述の2項目に加え、私が他者に貴殿が明石市議会議員選挙当選後も明石市内に居住実態がないことを吹聴したとの貴殿の発言を基に、事実関係について質問があり、3項目すべてについて指摘の事実はないと回答しました。他者に吹聴するどころか、寧ろ明石市議会の他会派の議員はじめ複数の日本維新の会支援者から事実関係の説明を求められ当惑したことを記憶しています。

そこで、貴殿は平成31年4月の明石市議会議員選挙に当選後も神戸市中央区に居住実態があると側聞しますが、公職者として当選後から今日までの居住実態を時系列でご説明下さい。

以上3項目について、本通知書受取後2週間以内に書面でご回答下さい。

以上

差出人

〒673-0878

受取人

〒671-7000

岸口 実

森 勝子様

明石市議会議員

この郵便物は令和4年7月29日
第13365391620号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G00184655000100001号

郵便認証司

4. 7. 29

東 京

4. 7. 29

0 - 8